



平成18年5月26日

各 位

株式会社 佐藤 渡辺
東京都港区南麻布一丁目18番4号
代表者の役職名 取締役社長 渡辺忠泰
(登録銘柄 コード番号1807)
問い合わせ先 管理本部長 中富宣行
TEL 03-3453-7351

定款の一部変更に関するお知らせ

平成18年5月26日開催の当社取締役会において「定款の一部変更の件」に関し、平成18年6月29日開催予定の第75回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成18年5月1日に「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
- ① 当社の定款に取締役会、監査役、監査役会ならびに会計監査人の機関を置く旨の定めや株主名簿管理人及び株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされている事項を新設するものであります。
 - ② その他、会社法等で認められた単元未満株式の制限、取締役会の書面決議、株主総会等のインターネット開示についての規定を新設するものであります。
- (2) 今後機動的な資本政策ができるように発行可能株式総数を拡大するため、所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、会社法等にあわせた用語の変更を行うとともに、字句の修正ならびに条数の変更等、定款全般にわたり、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款 (新 設)	変 更 案
第4条 (条文省略)	<u>(機 関)</u> 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>
(株式総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は2,520万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合にはこれ	第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000</u> 万株と

に相当する株式数を減ずる。

2. 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)

第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。

2. 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）の数を表示した株券については、株式取扱規程に定める場合を除き、発行しない。

(新 設)

(株券の種類)

第 7 条 当社の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規程による。

(新 設)

(新 設)

(名義書換代理人)

第 8 条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。

2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下、「株主名簿等」という）ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取り等株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 9 条 当社は、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、質権の登録、信託財産の表示および株券の交付等株式に関する請求の手續およびその手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。

する。

(第 9 条に移項)

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。

(第 8 条 2 項に移項)

(株券の発行)

第 8 条 当社の株式については株券を発行する。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

(削 除)

(自己株式の取得)

第 9 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。

第11条（条文省略）

（新設）

（招集者および議長）

第12条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

（新設）

（決議の方法）

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって決する。

（議決権の代理行使）

第14条 株主は、当社の議決権を行使できる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（新設）

（議事録）

第15条 株主総会の議事は、その経過の要領および

会において定める株式取扱規程による。

（第14条へ移項）

第13条（現行どおり）

（定時株主総会の基準日）

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者および議長）

第15条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故がある時は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。

第16条 (条文省略)

(選任方法)

第17条 (新設)

取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって決する。

2. 取締役の選任は、累積投票によらない。

(任期)

第18条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期にかかわる定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とする。

(役付取締役)

第19条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を置き、必要に応じ、他の役付取締役として取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。

2. 他の役付取締役は、取締役社長を補佐して業務を執行する。

(新設)

(代表取締役)

第20条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2. 取締役会の決議により、取締役の中から会社を代表すべき取締役を選任することができる。

(報酬)

第21条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役会の招集者および議長)

第22条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(招集手続)

第23条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間

(削除)

第19条 (現行どおり)

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

(第22条へ移項)

(第26条へ移項)

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故ある時は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する時は、この期間をさらに短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

をさらに短縮することができる。

(新設)

(決議)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

(新設)

(議事録)

第25条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領および結果を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

第26条 (条文省略)

2. (条文省略)

(新設)

第27条 (条文省略)

(選任方法)

第28条 (新設)

監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって決する。

(任期)

第29条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期にかかわる定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第30条 監査役はその互選により、常勤監査役を定める。

(報酬)

第31条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

(招集手続)

第32条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から3日前までにその通知を発する。ただ

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

(削除)

第27条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第29条 (現行どおり)

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(第35条へ移項)

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する時は、この期間をさらに短縮することができる。

2. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(削除)

し、緊急を要するときは、この期間をさらに短縮することができる。

(新設)

(決議)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(議事録)

第34条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領および結果を記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。

2. 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(新設)

(営業年度および決算期)

第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当金)

第36条 当会社の株主配当金は、毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下、「中間配当」という）を行うことができる。

(除斥期間)

第38条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の利益配当金および中間配当金には利息を付さない。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の配当金には利息を付さない。

以上